①　第１号２⑴に同じ。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　構造物内幅15m以上の道路のボックスカルバート工事であること。
㋑　土留め工法による開削深度が９m以上の工事であること。
㋒　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。
㋓　ソイルセメント杭による地中連続壁の工事で、施工深度が25m以上であること。
ただし、上記㋐～㋓は同一工事でなくてもよい。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐～㋒の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事でなくてもよい。
特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐～㋒の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事でなくてもよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑥　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
１）第１号２⑺①に同じ。
２）１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　構造物内幅15m以上の道路のボックスカルバート工事であること。
㋑　土留め工法による工事であること。
㋒　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事でなくてもよい。
ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有していること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
３）第１号２⑺③に同じ。
⑦　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から指名通知の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑧、⑨　第１号２⑼、⑾に同じ。
⑩　工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
⑵　第１号２⑽に同じ。
⑶　二次審査　発注者から上記⑴、⑵に掲げる競争参加資格があると認められて指名された者で、下記４⑶㋑の期間内に施工計画書及びＶＥ提案書を提出した者のうち、発注者から当該工事全般の施工計画（現況地盤を踏まえた効率的な土砂掘削、土砂運搬の具体的な施工計画）及びＶＥ提案（半地下部の大断面構造物におけるコンクリートの品質向上（止水性確保、ひび割れ防止）に係わる具体的な配慮事項）について適切であると認められた者であること。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案）」、「工事全般の施工計画（本工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の１）、２）の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
１）、２）　第１号３⑴①㋐、㋑に同じ。
②　第１号３⑴②に同じ。
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「半地下部の大断面構造物におけるコンクリートの品質向上（止水性確保、ひび割れ防止）に係わる具体的な配慮事項」
㋑　工事全般の施工計画（現況地盤を踏まえた効率的な土砂掘削、土砂運搬の具体的な施工計画）
㋒　施工体制（施工体制評価点）
③　第１号３⑵③に同じ。
④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、①～④の評価内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案を行わない者は、②㋑、㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑶　⑵②㋐、㋑、㋒の評価項目の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵②㋐「半地下部の大断面構造物におけるコンクリートの品質向上（止水性確保、ひび割れ防止）に係わる具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。
⑸　第１号３⑸に同じ。
４　入札手続等
⑴　第１号４⑴に同じ。
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成24年４月25日から平成24年８月23日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。